

利用上の注意、用語・分類の説明

1 利用上の注意

- (1) この結果は、総務省統計局から公表された「平成 29 年就業構造基本調査」及び過去の調査結果から千葉県分を抽出し、本県で整理したものです。
- (2) 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入してあること、また、「総数」に「分類不能」や「不詳」の数を含むことから、「総数」と内訳を合計した数値とは必ずしも一致しません。
- (3) ポイント差は、表章数値から算出しています。
- (4) 統計表中「0」、「0.0」、「-0.0」は集計した値が表章単位に満たないもの、「-」は該当数値のないもの又は平均値及び割合の算出に当たって除数が 0 のものです。

2 用語・分類の説明

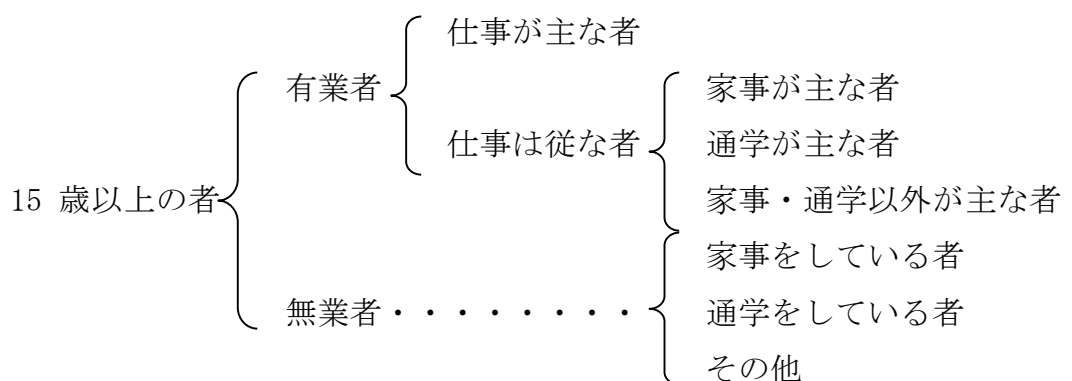
(1) 世帯主

世帯（住居と生計を共にしている者の集まり）を代表する者。

通常、世帯主とみなされる人であっても、例えば、出稼ぎや単身赴任・入院などで不在期間が 3 か月以上にわたる場合は、その配偶者を「世帯主」にするなど、必ず世帯員のうちからこれに代わるべき人を世帯主としています。

(2) 就業状態

15 歳以上の者を、ふだんの就業・不就業の状態により、次のように区分しています。



(3) 有業者

ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（平成 29 年 10 月 1 日）以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者を有業者としています。

なお、家族が自家営業（個人経営の商店、工場や農家など）に従事した場合は、その家族が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになるので

有業者としています。

また、仕事があつたりなかつたりする人や、忙しい時だけ家業を手伝う人などで、「ふだんの就業状態」がはっきり決められない場合は、おおむね、1年間に30日以上仕事をしている場合を、有業者としています。

(4) 無業者

ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者を無業者としています。

(5) 従業上の地位

有業者を次のように区分しています。

○自営業主

個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家、家政婦など自分で事業を営んでいる者

○家族従業者

自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている者

○雇用者

会社員、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者

○会社などの役員

会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者

(6) 雇用形態

「会社などの役員」以外の雇用者を、勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の7つに区分しています。

なお、「正規の職員・従業員」以外の6区分をまとめて「非正規の職員・従業員」として表章しています。

○正規の職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれている者

○パート

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」又はそれに近い名称で呼ばれている者

○アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者

○労働者派遣事業所の派遣社員

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
(昭和60年法律第88号)に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣
されて働いている者

○契約社員

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定め
のある者

○嘱託

労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で
呼ばれている者

○その他

上記以外の呼称の場合

(7) 産業

産業は、有業者が実際に働いている事業所の事業の種類によって定めています。
ただし、労働者派遣事業所の派遣社員については、派遣先の事業所の事業の種類
によっています。

産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき、就業構造基本
調査に適合するように集約して編集したものを用いています。

(8) 所得

単に「所得」という場合は、本業から通常得ている年間所得（税込み額）をいい
ます（現物収入は除く。）。

過去1年間に仕事を変えた者や新たに仕事に就いた者については、新たに仕事に
就いたときから現在までの収入を基に、1年間働いた場合の収入額の見積りによ
ります。

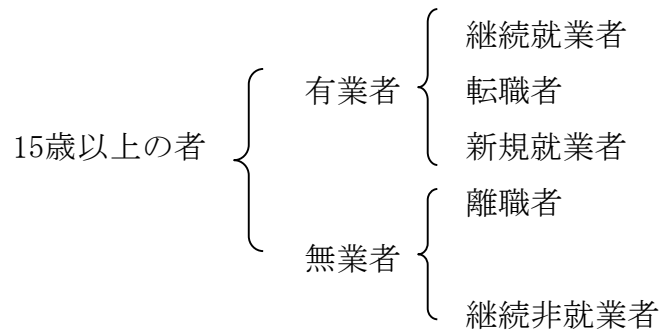
なお、所得別に集計した統計表のうち、家族従業者を集計対象に含むものは、
総数に家族従業者を含みます。

(9) 就業調整の有無（非正規の職員・従業員のみ）

収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整しているかどうか
によって、「就業調整をしている」と「就業調整をしていない」とに区分して
います。

(10) 就業異動

過去1年以内の就業異動により、15歳以上の者を次のように区分しています。



○継続就業者

1年前も現在と同じ勤め先（企業）で就業していた者

○転職者

1年前の勤め先（企業）と現在の勤め先が異なる者

○新規就業者

1年前には仕事をしていなかったが、この1年間に現在の仕事に就いた者

○離職者

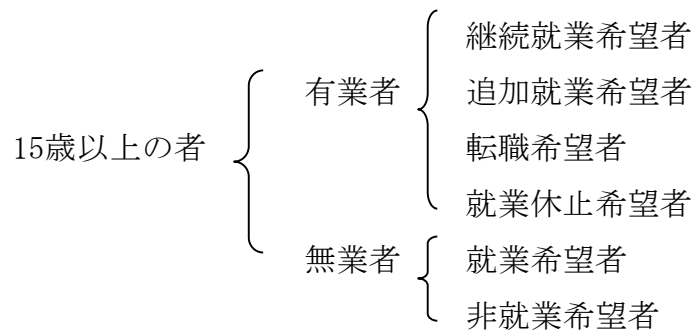
1年前には仕事をしていたが、その仕事を辞めて、現在は仕事をしていない者

○継続非就業者

1年前も現在も仕事をしていない者

(11) 就業希望

就業に関する希望により、15歳以上の者を次のように区分しています。



○継続就業希望者

現在就いている仕事を今後も続けていきたいと思っている者のうち、「追加就業希望者」に該当しない者

○追加就業希望者

現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者

○転職希望者

現在就いている仕事を辞めて、他の仕事に変わりたいと思っている者

○就業休止希望者

現在就いている仕事を辞めようと思っており、もう働く意思のない者

○就業希望者

何か収入になる仕事をしたいと思っている者

○非就業希望者

仕事をする意思のない者

(12) 育児の状況

ふだん「育児をしている」とは、小学校入学前の未就学児を対象とした育児をいいます。ただし、孫やおい・めい、弟妹の世話などはこれに含みません。

(13) 介護の状況

ふだん家族の「介護をしている」とは、日常生活における入浴・着替え・トイレ・移動・食事などの際に何らかの手助けをする場合をいい、介護保険制度の要介護認定を受けていない人や、自宅外にいる家族の介護も含まれます。ただし、病気などで一時的に寝ている人に対する介護はこれに含みません。

(14) 県内の地域区分

「結果の概要」の「4. 地域別の状況」に掲載されている7地域は、以下のとおり区分しています。

【湾 岸】千葉市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市

【圏 央 道 西】木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

【東 葛 飾】松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市

【空 港】成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、
富里市、酒々井町、栄町、芝山町

【香取・東総】銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町

【圏 央 道 東】茂原市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、
横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町

【南 房 総】館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、
御宿町、鋸南町